

## 柏原市感染防止宣言店等支援金交付要綱

### (目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に向け、市内の事業者が感染防止対策の徹底を図り、事業を行うことが求められています。そのため、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止を図りながら事業継続に取り組む事業者を支援するため感染防止宣言店等支援金を交付するものです。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者となる者は、中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者のほか、医療法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、農業法人等で下記の要件にすべて該当する者。

- (1) 柏原市内に事業所または店舗等がある者
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを実施し業種別ガイドラインに基づき感染拡大の防止に取り組んでいる者。
- (3) 大阪府が実施する「感染防止宣言ステッカー」の登録を行い、発行されたステッカーを店舗等の目立つところに掲示している者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる中小企業者等には支援金の交付はしないものとする。

- (1) 市税を滞納しているもの。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りはでない

(2) 次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力団（柏原市暴力団排除条例（平成25年12月20日条例第27号）第2条第6号から第8号までに該当する者）
- イ 営業に関して必要な許可等未取得していない者
- ウ 支援金申請日時点で廃業している者
- エ 公共法人、政治団体、認可地縁団体及び宗教上の組織若しくは団体
- オ その他市長が適切でないとする者

### (支援金の額等)

第3条 交付対象者に交付する支援金の額及び回数は、1事業者あたり5万円とし、1回を限度とする。

### (支援金の交付申請等)

第4条 交付対象者は、市長に対し、柏原市感染防止宣言店等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下、「申請書」という）により支援金の交付申請及び請求をすることができる。

2 支援金の申請は、令和3年2月26日までに申請書により行わなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 感染防止対策の取り組みが確認できる写真（店舗等の外観・店舗内における感染防止対策設置状況・「感染防止宣言ステッカー」の掲示が確認できる写真）
- (2) 市内に主たる事業所を有することを証する書類の写し
- (3) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(交付の決定等)

第5条 市長は、支援金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その交付の可否を決定し、柏原市感染防止宣言店等支援金交付決定通知書（様式第2号）または、柏原市感染防止宣言店等支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から30日以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により支援金の交付を受け、または交付を受けようとしたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) その他、市長が不適正と認めたとき。

2 市長は前項の規定により交付決定の取り消しを行ったときは、その旨を柏原市感染防止宣言店等支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、第7条の規定による交付決定の取り消しが行われ、すでに支援金を交付している場合は、柏原市感染防止宣言店等支援金返還命令書（様式第5号）により、交付対象者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から実施する。なお、令和3年3月31日をもって廃止するものとする。